

平成30年10月1日

公 告

防衛省共済組合入間支部

支部長 影浦 誠棟



埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地に所在する航空自衛隊入間基地において、防衛省共済組合入間支部が所有する自動販売機コーナー内に自動販売機を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 全省庁統一資格で「物品の販売」D等級以上に格付けされていること、又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）に定める者の依頼を受けて本公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 4に示す「公募説明会」に参加すること。

参加しない者は、本公募に参加できないものとする。

## 2 設置機種及び台数等

- (1) 清涼飲料水自動販売機（缶・ペットボトル）4台（原則1業者1台とし、適格業者が4業者に満たない場合は、ドント方式に従い設置台数を決定する。）
- (2) 食品自動販売機（カップ麺）1台

## 3 募集要項の配布

### (1) 期間

平成30年10月1日(月)～平成30年10月15日(月)

### (2) 場所

〒350-1394

埼玉県狭山市稻荷山2-3 航空自衛隊入間基地内

防衛省共済組合入間支部（担当：芳賀、秋山、前川）

連絡先 04-2953-6131（内線2707）

### (3) その他

公募へ参加する場合は、募集要項を直接受領すること。

## 4 公募説明会

### (1) 日時

平成30年10月22日(月) 午前10時から

（受付は9時30分開始、9時50分までに入室するものとする。）

### (2) 場所

航空自衛隊入間基地 第2厚生センター3階 多目的ホール

### (3) その他

公募説明会に参加を希望する業者は、平成30年10月15日(月)午後5時までに、①会社等の名称、②出席者氏名（2名まで出席可能）、③連絡先、電話番号等を記載した書面を上記担当に提出すること。（郵送可、期限厳守）

### (4) 注意事項

ア 本公募説明会に遅刻又は欠席した業者の応募は無効とする。

イ 公募説明会参加時には、募集要項、身分証明書、筆記用具、印鑑（出席者の認印）を必ず持参すること。

## 5 周知事項

- (1) 設置する自動販売機の毎月の売上金額（合計額）の5%（円未満端数切上）を手数料として徴収する。

(2) 当該自動販売機に係る光熱水料は、使用分の料金を国に対して支払うものとする。

6 その他

細部内容は、募集要項による。